

会 議 録

1 会議名

平成30年度 第12回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて(公開)

(2) 諮問事項 (仮称) 100年映画館周辺交流広場の設置について (通知) (公開)

(3) 自主的審議事項 雁木の保存を考えたまちづくりについて

3 開催日時

平成31年2月18日(月) 午後6時30分から午後8時23分まで

4 開催場所

高田公園オーレンプラザ 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、
飯塚よし子、浦壁澄子、大滝利彦、小川善司、北川 拓、小竹 潤、
佐藤三郎、澁市 徹、杉本敏宏、高橋浩輔、宮崎 陽、山本信義、
吉田隆雄
- ・ 企画政策課：大山課長、西山主任
- ・ 文化振興課：岩崎課長、大友副課長
- ・ 都市整備部：波塚参事
- ・ 都市整備課：岩崎副課長、小林副課長
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、佐藤係長、小林主任

8 発言の内容

【佐藤係長】

- ・ 西山会長、小林委員、松矢委員、山中委員を除く15名の出席があり、上越市地域

自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

- ・同条例第8条1項の規定に議長は会長が務めるとあるが、会長欠席により、地方自治法第202条の6第5項の規定により副会長が職務を代理することを報告
- ・副会長に議長を依頼

【吉田副会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：吉田副会長、澁市委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【吉田副会長】

「議題等の確認」について、質疑を求めるがなし。

—地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて—

【吉田副会長】

次第3報告(1)「地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて」に入る。

前回は、委員から「継続事業」の判断基準について整理をしてもらった。結果は参考資料に記載のとおり。また、提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は「継続事業」とすることに決定した。

本日は前回の会議で修正した内容等を確認し、最終決定したい。

事務局に資料の説明を求める。

【佐藤係長】

平成31年度の募集要項、審査採択のルール等の案について、資料No.2～5のとおり修正。今後全区統一の修正内容を反映する予定。

【吉田副会長】

事務局の説明について、質疑を求める。

【山本委員】

募集要項2ページ目の継続事業についての赤字の部分。「提案事業の事業内容に、前年度と同一の内容がある場合は、継続事業となる」とあるが、提案事業の募集内容に前年度と同一の内容に限定してしまうと、例えば、提案者がこの限定を突いて、昨年と文言が違ふ、事項が違ふ等と細かいところまで言ってくるのではないか。もう一つは継続事業かどうかは、委員が判断することになっていた。そういう意味では、「前年度と同一の内容等がある場合」ということで、委員の判断する幅を広げたらどうかと思う。

【吉田副会長】

今の意見について、いかがか。変えた方がよいか、このままでよいか。小川委員いかがか。

【小川委員】

一つ気になったが、継続事業を高田区が採用する理由をここに記入しなくてよかったか。自立してもらふ等の理由を書きおけば、わかりやすいと思う。

【吉田副会長】

山本委員の意見に対して、質問はあるか。

前年度と同一の内容がある場合は継続事業ということだが、同一という部分に、少し幅を持たせたらどうかという話である。

【高野副会長】

このままでよいと思う。

【吉田副会長】

この内容のままでよいかを諮り、委員の了承を得る。

【佐藤係長】

先ほどの小川委員の意見だが、2ページ目の継続事業についてのところに、「提案団体の自立を促すため」と理由を記載してある。

【吉田副会長】

内容については資料のとおりとするので、願います。

【吉田副会長】

次第3報告(2)「諮問事項 (仮称) 100年映画館周辺交流広場の設置について(通知)」に入る。

企画政策課に説明を求める。

【企画政策課 大山課長】

資料No.5により説明。

【吉田副会長】

企画政策課の説明について質疑を求める。

【宮崎委員】

供用開始時点において、雁木の設置を予定していないとのことだが、高田世界館の関係者から何か提案は出されているか。

【大山課長】

イラストを見せていただいた。また、市民の皆さんとのワークショップを開催し、その際もいろいろな意見をいただいたところ。景観への配慮、利用者の意見などを含めて考えていきたいと思うが、供用開始時点においては、雁木を設置する予定はないということで理解いただきたい。

【高野副会長】

今後、市民の要望によっては、雁木を整備する場合もあるかもとのことだが、雁木についての部分については、何も手を加えないということか。

【西山主任】

例えば、歩道部分については、今回、整備を考えている。

【高野副会長】

今、雁木に手を加えると、将来、雁木を整備する時にそれが障害になって困るのではないかと思うため質問した。何も手を付けないのであれば、今すぐ、要望があれば作ることも可能ということか。

【大山課長】

雁木を整備するかどうかはわからないが、そうなった際に支障になるようなことは考えていないので、理解いただきたい。

【小川委員】

冬は一晩で、50、60センチと雪が積もる日もあるが、歩道部分の融雪について、ヒーターとか、水を出すとか、その点は考慮しているか。

【大山課長】

先週降雪があり、今回は職員で歩道を除雪した。ロードヒーティングは難しいと思うが、水を出す設備も残っている。管理について、通学路でもあるので、町内会等と相談し連動しながら、通行の妨げにならないように対応していきたいと考えている。

【澁市委員】

今の説明では、なぜ、供用開始時点において、雁木を設置しないのかという理由が明確に示されていない気がする。以前、今回の事業は地域再生計画「城下町高田の歴史・文化をいかした『街の再生』」で示されていると説明を受けた。私達が雁木について意見書を提出した時には、市は雁木は歴史遺産であると説明した。それなのに、どういう理由で供用開始時点において設置は予定していないのか、将来どうなるかということも一言もない。将来どうなるのかは地域住民の要望に基づく。雁木の保存は市の姿勢と言いながら、市の意思やビジョンがないような気がする。あそこの空間は20メートルくらいか。

【西山主任】

13メートル程度。

【澁市委員】

13メートルか。費用がいくら掛かるかわからないが、放っておくということは、言っていることとやっていることが違うのではないかという気がする。少なくとも方向性として、現段階では予算にないので、供用開始時点ではできないが、補正予算を組む段階で、住民の意見を聞きながら、検討したいというのなら分かるが。全く白紙というのは、どうか。

【大山課長】

雁木を整備した後でやっぱり良くないから取り外すということは簡単にできない。洋館だった高田市役所等の前に雁木はなかったという経緯もある。雁木を整備しないと言っているわけではなく、イベントでの使われ方、物資を運ぶ時の車両の入り方等、利用状況を見た上で、判断するというので、あくまで交流広場の供用開始時点

においては、設置の予定はしていないということで理解いただきたい。

【澁市委員】

ちょっと理解できないが、それが市の姿勢なら仕方がない。

【吉田隆雄委員】

雁木の意見書の回答には、「景観や歴史・文化について検討してまいります」となっている。市は、高田の雁木は歴史と文化であることを認めており、しかも個人の方々が個人の土地を提供しても、雁木を残していこうと言っている。市の土地に市が雁木を整備しないで、検討していくとは。今検討する時期ではないのか。市役所にはいろいろな課があって、何かを聞きに行っても次々に課を回らされ、結局何も分からないで帰ってくる。市で検討するというのだから、関係する課が全部集まって、検討してもらわないと。今通知を読んでも、市は何をするのか、やるのかやらないのか、答えが何もない。市の土地にもものを作る、高田の歴史を含めた市民の寄合の場にするのなら、なおさら。雁木は歴史文化の一つなのだから、市が整備しないという話はないと私は思う

【大山課長】

繰り返すが、広場が完成し、そこでいろいろな状況が出てくると思う。雁木を整備したら、広場の使い勝手が悪くなったということはあってはならないと思うし、整備したら簡単に撤去はできない。それらを踏まえ、利用状況を見たいと考えている。

【小川委員】

あの周辺に住む方に話を聞くと、広場をどうやって活かすか、どうしたら一番活きるのかを第一優先にしている。雁木が第一ではない。せつかく広場を整備してもらうので、何か一生懸命やろうとしている。それを見てから、結果を出してもよい気がする。

【吉田隆雄委員】

雁木を整備したら、利用範囲が狭くなるとか、利用しづらくなるというようなことか。

【小川委員】

広場の活用に、雪国文化の、例えば、雪下ろしの時の屋根のとよを使用して、かまぐらやトンネルを作り、昔の雪国はこんな感じだったというものを大勢の人に見て

もらうことを考えているよう。その活用状況を見た上で、雁木の必要性を判断しても遅くはない気がする。

【高野副会長】

やはり雪国であれば、かまくらを作ることと雁木は一体。使い方を見た上で雁木があった方がよいと判断するより、雪国文化という一つで考えた方がよいのではないか。昔を考えれば、それも必要ではないか。

【小川委員】

雁木を整備する前に、あの周辺の皆さんのやろうとしていることを、見定めたいと思っている。どう活用するのか、雁木を整備の必要性を考えるのも、その段階だと思う。

【高野副会長】

広場周辺の人はそのような意見かもしれないが、これは市の施設なので、その人達だけの考えではない。高田区の中にはいろいろな意見があるので、それは一つの参考意見であって、そこに縛られることはないと思う。それらも含めて雪国の生活文化なのだから、もっと広く考えたほうがよいのではないか。かまくらを作るのもよいが、雪国を考える中に雁木も含まれると思う。

【飯塚委員】

100年映画館交流広場の整備などの長期的な計画があるのだから、整備に無駄がないようにしなければならない。雁木の自主的審議で市は雁木には共助の心があり、大事にしていると言っているのに、これから整備する施設に雁木がないというのは、何のために自主的審議を一生懸命しているのかと思う。海外からの来客も想定しているというので、雁木が見たいという方のことも考え、雁木をつなげてはどうか。

【杉本委員】

高田区の自主的審議で、「雁木の保存を考えたまちづくりについて」という意見書を提出し回答書もらった。その回答を見た時に話題になったのは、文化振興課から回答が来ているが、雁木の保存は文化振興課の仕事かということ。市が本当に雁木を残すのであれば、文化振興課だけではなく、全市をあげた議論が必要ではないかという話も出た。

この雁木の保存ということを市はまちづくりの施策の重要な部分に位置付けてい

るはず。それがかつて16キロ、17キロとあったものが、13キロくらいまで減ってきており、我々はその間に危機感を持っており、何とかしなければいけないということで、意見書を出した。文言としては載せていないが、市全体で雁木の保存をどうするということを考えてほしいというのが、委員の一致した意見。ところがそういうことに残念ながら市は答えていない。

我々の感覚からすれば、市にそういうことをたくさん投げかけている。だから今回の100年映画館の話を考える時に、あそこに雁木がないがどうするのかというのは、当然市が企画の段階で、そこも含めて検討しているだろうと思っていた。ところが回答を見ると、我々から問いかけがあって、初めてどうするか考えたように受け取れる。文化振興課の雁木を残すという回答は、他の部署にはどう伝わったのか、それを受け取って、自分達の施策にどう活かすかを考えているのかなど。それがなければいくら市長が雁木を残すと言っても、絵に描いた餅でしかない。

宮崎委員からは、駅前から本町7丁目の変則十字路の角までを一体的に考えた大きな計画の中で、あの場所をどうするかを考えなければ駄目ではないかという意見もあった。雁木をどうしてくれるのかという背景には、そういうことがちゃんとある。だから雁木を作れ、だけではなく、あの周辺全体をどうするのか、その中でどうしてくれるのかという、問いかけ。それでいうとほとんどゼロ回答。意見書の回答もゼロ回答だったが、それでは先の展望が見えない。

除雪の話が出たが、雁木がなくなって一番最初に困るのが除雪の問題。あそこは今雁木がないから、改めて除雪という話には本来はならないと思うが、通学路であれば、当然通学の安全等を考えて、しなければいけない。それは雁木を作る、作らないにかかわらず、考えなければならない話だと思う。だからどうも、そういう点では、市の方針が皆さんのところで消化されていないのではという感じを受けて仕方ない。その辺をもう少し考えてもらい、少なくとも供用開始時点では予定していないのなら、いつ頃までに、どういう手順を踏んで、市民の皆さんから意見を聞いて、どうして行くのか、という展望を示すべきだと思う。そうでないと、この文言では納得できない。

【宮崎委員】

先ほど高田世界館の関係者の話を出したが、その人は広場のところに雁木を回す

という発想である。これを市はきちんと見たか。であれば、周りを雁木で回すという「雁木広場」にする構想も加えているのか。この話を聞いた時に、コの字に雁木を回すのなら歩道のところに雁木がなくてもよい方法かなど。これはみんなで検討する一つの材料ではないかと思っている。

【杉本委員】

広場を整備する時に、入り口のところを雁木風にという話があったが、実際にするのか。今の町家の連なっている雁木と形は違うが、雁木風と称し市は取り組んでいるので、新しい時代の新しい雁木でもよいとは思う。ただしアーケードはちがう。

【小川委員】

宮崎委員が持っている世界館の関係者が作った資料を、皆さんに見せてもらえないか。

【高野副会長】

これはあくまで、一個人が考えた意見であり、これを議論するという事ではない。雁木とは、通りに面して母屋を出すというのが本来の姿である。これは雁木風に作るということだが、この狭いところにこのようなものを作ると、本当に使い勝手がよいのかという問題も含んでいると思う。これを作ると三分の一近く広場として使えなくなるのではないか。これは雁木風ではあるが、雁木通りではない。そのあたりをもう少し考えてもらえたらと思う。

【吉田隆雄委員】

小川委員のとおり、広場を活用し何年か経った後、やはり雁木が必要という意見が地元から出たら、整備してもらえるのか。

【大山課長】

利用状況などを見ながら検討していきたい。

【吉田隆雄委員】

供用開始後、歴史文化のため雁木があっても差し支えないという意見を出せるのは、何年くらい様子を見てからか。

【大山課長】

来年とか再来年とは言えないが、やはり地域において機運が高まった時だと思っている。市の財政計画では4年後までの予算の使い方が定められているが、状況によ

って変わる場合もないとは言えない。市民からの声が非常に大きいということであれば、考慮すべきではないかと思う。

【小川委員】

ただ雁木を整備すればよいという話ではない。今世界館は高田のまちの観光の一つのけん引役になっている。1月から2月にかけて、東京や大阪で行っている観光商談会等の成果として、旅行会社のツアーで30～35人の団体が10回ほど高田小町や高田世界館を訪れている。このように一つずつ誘客が実ってきている中で、雁木を整備して直線にし、広場がただの空き地のような状態になるのは困る。地元の人が、自分達でこうやって活用したいという意気込みを見せているので、まずは様子を見た方がよい。雁木を整備して活用する気がそがれるのは困る。

【高野副会長】

中をどう活用するかが問題ではなく、世界館があって非常によいのであれば、そこに雁木を整備すればもっとよい景観になる。雪が積もらなくて歩きやすいこともある。中を使うことに雁木があると阻害されるのか、何も問題ないと思う。

【小川委員】

今の意見、地元の方の考えと高野副会長の考えで話し合いを持ってほしい。

【澁市委員】

まとめると、交流広場の将来の利用状況を見て、それを評価して、雁木があった方がよいという評価、あるいは地元からの要望があったら、前向きに検討しますと解釈してもよいのか。それがないと、ぷつと切られた感じがする。委員は雁木が必要という人が大半だと思う。ただし、せっかく作った広場に既存のものと同じような雁木を整備したら、いろいろ弊害が出てくるという市の心配は分かるので、しばらく利用状況を見て、予算の関係もあるし、3年くらい評価した結果、あった方がよいという評価が市から出されるか、地元の方あるいは高田区の地域協議会からそういう意見が出されたら、前向きに考えましょうという風に理解してよいかを聞きたい。

【大山課長】

個人的な気持ちとして、そういう思いはあるが、交流広場の設置に関する諮問をして、これについて適当との答申をいただき、その関連で意見があったものであり、本日の回答についてはこの文書のとおりとなるので、理解いただきたい。

【吉田副会長】

今ほど出された意見は持ち帰り、検討してもらいたい。

—自主的審議事項 雁木の保存を考えたまちづくりについて—

【吉田副会長】

次に、次第4議題（1）「自主的審議事項 雁木の保存を考えたまちづくりについて」に入る。

昨年10月の地域協議会で、意見書に対する回答について、市文化振興課と都市整備課から説明を受けたが、その後の協議で継続審議となり、市に意見書の回答に対する質問集約表を提出した。今日は質問に対する回答を、市文化振興課と都市整備課から受けることになった。

まず回答書の概要を再度説明後、1番から順番に回答をお願いしたい。文化振興課に説明を求める。

【文化振興課 岩崎課長】

最初に意見書に対する回答書の概要だが、雁木は、知恵と共助がかたちとなったものであり、私有財産の提供があって成り立っている。これまでも快適に暮らせる環境を総合的に考えながら、自発的なまちづくり活動が地域の中で行われてきている。市も、雁木整備事業として、保存・活用の取組に合意された地域に、雁木の整備、改修の費用の一部補助を行うとともに、地域に暮らす人、市に訪れる人からも、良さを感じてもらえる「景観づくり」が大切であることから「景観そだて」に取り組んでいる。全体の概要としては、雁木の保存宣言、基本計画、実施計画の策定、規則の制定、モデル地区や優良地区の指定という手法ができないかという提案に対し、地域に住んでいる、地域の皆さんの理解と合意が前提であることから、現在の状況を踏まえた回答をしたという経緯であった。それを踏まえての回答になる。

1番目の質問の回答。1～3は南部まちづくりセンターから説明する。

【佐藤係長】

1番目の1～3の質問は、固定資産税の課税に関することであり、質問の1と2は「上越市雁木敷地等課税免除取扱要綱」に基づいて行い、3は通常の事務処理である

ことから、センターから説明する。

1 について、固定資産税の課税免除は、当初から要綱に定められた算定方法で出された地積に基づき、課税免除している。地積は、課税免除の対象となる奥行距離に間口距離を乗じて算定される。

2 について、雁木が取り壊されるなど、内容に変更があった場合は、要綱に定められた「雁木敷地等課税免除申請内容変更届」を課税免除を受けている者が市に提出することになっている。

3 について、固定資産税は、土地の所有者が変わった場合、法務局から市に通知があり、その通知に基づき、市が所有者データを更新する。免除が継続されているので再申請は不要である。また、借地使用者は、課税されていないことから申請は不要である。

【岩崎課長】

文化振興課から 4 を説明する。

2、3 にも関連するが、雁木の補助制度では雁木が取り壊されたとき、所有者が変更になったとき、その都度支援の申請をする必要はないということになっている。これは、その引継ぎについての質問かと思う。代表者が指定されていること、新しい所有者が協定について理解しているかを確認し、協定の同意をもらう必要があるのではないかということかと思う。新しく来た方の中には、雁木を深く理解していない方もいると思う。市もそういうケースがあることをもっと地域の方に周知をしていかなければならないと考えている。また代表者から連絡があれば、任意協定なので、同意することを強制できないが、市も一緒になって、新しい所有者に、制度の説明はできるので、連絡をもらいたいと思う。

【吉田副会長】

小川委員、よいか。

【小川委員】

よい。

【杉本委員】

4 の回答について、任意協定を結ぶ時には、一定の街区から街区までの居住者全員の同意が必要だったはず。引っ越して居住者が変わった時に、その方が任意協定に入

らないということは有り得ない。半強制的に入ってもらわなければならない。最初は全員入らないと駄目と言っておいて、入れ替わった時は入らなくてよいというのは、話は全然違ってきてしまう。

【岩崎課長】

実際に所有者が替わったり、家がなくなったりすることは実態としてあると思う。地域でも入ってほしいという気持ちは変わらないし、雁木を保存する上では、皆さんに入ってもらおうというのが本来あるべき姿と思っている。ただし、これは任意協定なので強制することはできない。市も制度の説明はできるが、強制的にということは難しいというのが制度上の限界だと思っている。

【杉本委員】

そこが前から不思議と思っていたところ。任意協定と言いながら、街区から街区までの全員でなければ駄目というのは強制である。名前は任意協定だが、実際は強制協定ではないか。今ほどの説明だと、協定に入らない人がいても、任意協定だからよいという話になる。何軒か入らないから駄目という根拠がなくなってしまう。私の町内は入らないという人がいたので任意協定を結んでいない。入らない人がいても協定が結べるとなると元から崩れてしまう。

【岩崎課長】

確かに当初は、全員からの合意を得てきている。その後、家がなくなる、所有者が替わることも現状としてある。運用として、もし家がなくなったのなら、今住んでいる人の合意で進めている。大前提は、全員の合意が必要であるということ。

【杉本委員】

理解できない。それは真剣に協議して、はっきりさせた方がよい。全員でなければ駄目と言っていたのに、抜けてもよいとなれば、最初から全員でなくてもよいのかとになってしまう。制度の根幹が崩れてくるのでどちらかはっきりさせないと。

【岩崎課長】

連たんしているところが雁木なので、1軒しかないところを雁木と言い切れることもある。家がなくなった場合どうなるかなど、様々な課題があるので検討していきたい。

【吉田副会長】

2番目の質問について、説明を求める。

【岩崎課長】

2番目と3番目は重なる部分があることから、一緒に回答する。

雁木の保存にあたっては、趣旨や地域が抱えている課題、背景について、認識を共有していくことが大事であると考えている。雁木は大切に保存すべきという認識は同じと思っているが、私有財産であることから、実際に住んでいる方がどう考えているかを考える必要がある。また、高齢者が多いとか、空き地が多い地域もあるので、それを踏まえると、雁木の問題は簡単ではないという状況がある。誰もが、安全で住みやすいまちにしたいと思っている。また、施策を実施した場合の影響や背景がどうなのかを考えながら進めてきている。個人個人の考えも異なる。最善の対応策が個々によって変わってくるということを踏まえての回答となる。

雁木の保存宣言の実施は、雁木は大切に保存していくべきなので、もっと市民に伝わるようにPRすべきというのが、根本的な趣旨であると考えている。その一つの手法の提案と思っている。市は、雁木の整備に補助制度を設けて支援したり、雁木や町家におけるまち歩きの拡充を目指す町家三昧(まちやざんまい)等の催しにも支援している。また、市長も議会などで、雁木の大切さを説明してきている。このような取組を行うこと自体が、雁木を大切に保存しているという気持ちの表れである。今後この事業を継続していく中で、市民に伝わるようPR方法を工夫し、普及活動を行っている団体等の皆さんと一緒に検討していきたい。

【都市整備部 波塚参事】

まちづくりの観点から話をする。個別の都市計画や各種制度で、雁木や街並みを保存する規制はできると考える。ただし、まず、なぜ雁木がなくなるのか、なぜ人がまちなかからいなくなるのかという所を踏まえ、住みたいとか働きたいとかまた訪れたいと思われる町にするにはどうすべきか、その中で雁木がどうあるべきかを考えていくことが、まちづくりの中で雁木を捉えることになると思う。規制の方法として、例えば都市計画法に定める地区計画というものがある。都市計画決定しようとした場合には、地元で説明会や公聴会などを開き、規制がかかる地域に住む住民の同意を得ないと都市計画は決定できない仕組みになっている。ただ雁木を残すという1点だけで規制をかけることは、都市計画のまちづくりの在り方として、住んでいる住

民から同意を得るのは、難しいと考える。まちなかの土地を売りたい人や雁木の使い勝手をよくしたい人、特に若い人が望む車の出入り等を踏まえると、住民から一同に同意を得るのは難しいと考える。規制はできるが、それは地域住民の同意の上というのが基本である。

【吉田副会長】

高野副会長、いかがか

【高野副会長】

規制できるが、これには同意が必要ということなので、なかなか難しいと思っている。私は、雁木の規制がかからない優良地区や雁木がよく残っている地区から徐々に広げたらどうかと考えているが、いかがか。

【波塚参事】

モデル地区や優良地区は、地元の住民と市が一緒になって、まちの未来を考えた中で、そういう機運が高まっていくと思われての発言だと思う。今のまちづくりは、そのように一つ一つの階段を上がるように作っていくものである。行政だけ、地元の住民だけでできるものではないので、そういう形ができればよいと思っている。現在、南本町3丁目で景観色彩のガイドライン等の取組を進めているが、これは一気に進むものではなく、まずは人づくりから始めることが基本になる。全国のまちづくりの事例を見ても、そこから入っている事例が非常に多いので、そういう取組を取ることも一つの手法と考えている。

【吉田副会長】

3番目の質問について、説明を求める。

【岩崎課長】

雁木の保存宣言については、先程、説明したので省かせてもらう。

基本計画、実施計画の策定だが、市には雁木の補助制度があり、任意協定を結んだ地区を補助対象地区に指定し、雁木の整備、改修等にかかる費用の一部を補助している。その際、地域住民が主体となり、住民自らガイドライン等を作成し、合意を得て任意協定を結んでいる。この制度を引き続き周知していきたい。雁木は私有財産の提供で成り立っているので、基本計画、実施計画の策定については、市民の自発的な合意、地域の大きな理解が必要なことから、市が主導する状況ではない。

【波塚参事】

モデル地区や優良地区は、地域に住んでいる人の思いが第一であると考えている。行政で規制はできるが、同意がない規制は考えられない。市は、南本町3丁目でまずは取り組んでおり、暖簾（のれん）を作ったりいろいろな活動をしている。そういう一つ一つの積み重ねが結果、まちを作っていく。それが雁木や町家につながっていくと思うので、今しばらく活動を見守ってもらいたい。

【宮崎委員】

単純にやる、やらないで回答してもらわないと困る。意見書は簡単明瞭に書いてあるのだから、説明を聞いても、何か中途半端で訳が分からない。

【杉本委員】

宣言はするのか、しないのか。

【宮崎委員】

そういうこと。住民も見ている。単純に答えてほしい。雁木の保存宣言をするか、しないか、基本計画や実施計画を策定するか、しないか。ガイドラインを作るか、作らないか。区域の指定はどうか、財政的な措置をとるか、とらないかという形で。それから雁木について市の関係部局で横断的に取り組むのかが見えない。単純に答えてほしい。

【岩崎課長】

端的に答えれば簡単かもしれないが、共通認識を持った中で回答したいので、そのように説明している。計画、規則、ガイドラインについては、現状において市が主導して実施する状況ではないというのが回答になる。

【宮崎委員】

住民の皆さんにはそのように話をする。

【杉本委員】

今ほど共通認識という話が出たので、それに関連して。意見書に書いてある認識を市が持てるかだと思うので、読み上げる。「雁木を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、現状は雁木の減少を食い止められていない状況です」「これらの現状を打開するためには、市の更なる積極的対応がなければ」「日本一の総延長を誇る雁木の衰退が今後も進むのではと心から危惧しております」、これらを我々と市との間で共通

認識として持てるなら、そのために市は何を考えてくれるのか。我々は5つの提案をした。食い止めるのが共通認識であれば、そのためにこういう施策をしないとイケないのではないかというのが、我々の認識。でも市の認識はそうではなく、別の方法があるという。それでは別の方法を示してもらわないと。抽象的な話ではなく、我々が提起したことに対応する形で、市ではこういう施策をしようとしている、こういう制度を作ろうとしている、住民とはこうしていきたいなど具体的に提案してもらいたい。雁木が危なくなっているという共通認識はあるが、方法が違うというのなら、市の方法を出してもらわないと議論にならない。議論はそこから始まり、どちらが正しいかとなる。そこには、住民も巻き込んで、みんなで雁木を残すために話し合い、ではそれでやってみようとなればよい。それが住民参加だと思う。

【波塚参事】

杉本委員のいうことはわかる。同じ現象を見ても、人の捉え方は様々。100人いれば、100通りの捉え方があると思っているし、住民と行政の捉え方も異なってくると思う。意見の違いは尊重し、議論して解決していくのが、正しい解決策の導き方だと思う。地域協議会で議論はできないと思っていたが、議論をする、これから始めるというなら、私個人としてはよいと思う。市としての回答はすぐにはできないが、そういうことであれば、市として受け止め、回答したい。

【宮崎委員】

せっかくだからやりましょう。共通の認識でよい。それを私は住民に話す。

【波塚参事】

今ほどの発言は、私の主観が入っている。今日こういう話を承ったとして持ち帰り、するかしないかも含めて、後ほど回答したい。

【宮崎委員】

それでよい。皆さんが証人。これはやらないと。

【杉本委員】

我々の意見書は、それを求めている。意見書を出す時にもそういう話をしたかと思うが。だから、それに対する回答がないので、宮崎委員のとおり、イエスかノーで答えて、となってしまう。ゼロ回答ではないかとなった。

【波塚参事】

市には、まちづくりに絡んでいる課が多くあり、そういう部署が協力していかないとまちづくりにはないと思っている。もし私の認識と違う意味があるのならまちづくりセンターとも話をしていきたい。

【岩崎課長】

できるか、できないかではなく、こういう方法もあるのではないかということもあれば、そこはよいがここはどうか、こういう人には支障が出るがこの面ではどうかなど、一つのことをするときには、そういう議論があるべきと思っている。いろいろな場面で意見をもらい、施策へと積み上げていく。そしてよいものにできればと思う。今はどうしても一つの意見に対する回答で終わっている。これを組み合わせて行く中で、もっとよいものができるとか、このいう欠点があるからうまくいかないというようなことの意見交換の場ができるかどうかを考えていくべきと思う。

【杉本委員】

自主的審議で意見書を出し、それに対する回答という、制度上はそれしかない。その中で市の担当から来てもらい話をする機会があり、そこで中身を収斂（しゅうれん）させるのだと思う。形式的に意見書と回答書になることは制度上、仕方がない。それは無視できない。

【岩崎課長】

市は、いろいろな意見をもらいながら、最後は市で決定しなければいけない。できれば地域からの様々な意見を聞ける場面があるとよい。

雁木の補助制度で、当初は任意協定に同意したが、家がなくなった場合はどうなるかという質問があった。実際に地域の中で制度を活用したい場合は、ぜひとも声を掛けてもらいたい。基本、全員同意だが、緩やかな中でもみんな協定を結んで動いているのがこの制度。相談があれば、一緒に検討したい。

【吉田副会長】

他に質問、意見がなければ終了する。

次に、今後この自主的審議事項の進め方をどうするか、委員に意見を求める。

【佐藤センター長】

先程、担当課から、もう少し議論を深めてもよいというような発言があり、できるかどうか、やり方等については事務局等に確認してとあったが、協議してよいか。

【吉田副会長】

事務局が担当課と協議することを諮り、委員の了承を得る。

【佐藤センター長】

どのいう形になるか分からないが議論をすることになると、続けていくかの確認をお願いしたい。

【宮崎委員】

ぜひ。

【吉田副会長】

今後、継続して行っていくことを諮り、委員の了承を得る。

【澁市委員】

雁木の自主的審議の関連で。資料No.5の通知の中に附帯意見への回答があるが、「なお、雁木の整備について、交流広場の使用開始時点における設置は予定しておりません」と鼻をくくったような言い方になっている。説明によれば、交流広場の将来の利用状況等を見てそれを評価するとともに、利用者あるいは地元の人達の意見を聞いて、雁木を作るかどうか検討していきたいというように理解した。これを、市に一言言った方がよいのではないかという感じがする。「全く設置は予定していない」に、そうですかで終わってしまうのか。何か人を馬鹿にした感じ。これは行間から何も見えない。今ほどの文化振興課や都市整備課とは少し違う種類の人ではないかという感じ。企画政策課は筆頭課だと思うが。

通知をもらったが、協議した結果、私達はこのように理解しているが、どうかというのを伝えた方がよいと思うが。

【吉田副会長】

委員に意見を求める。

【宮崎委員】

賛成。

【杉本委員】

伝えた方がよい。

【高野副会長】

この中身はあまりにも簡単すぎて、もう少し親切心というのが。ここはこうしてい

くという部分があればこうはならない。門前払いのように受け取れる文章。

【澁市委員】

皆さん、そう感じたのでは。私達を人間として扱っていないような感じがする。

【高野副会長】

上から目線。こうしていくということを付け加えてもらえればよいのだが。

【吉田副会長】

都市整備部の参事の話と少し違う。参事が一緒に対応していれば、違っていたかもしれない。

【澁市委員】

それはそうだろう。

【杉本委員】

話は違うが、諮問の文章を読み返してみたが、「住民の生活に及ぼす影響」と書いてある。特に1期目からやっている委員からすると、こういう諮問に対しては、市はイエスカノーかで答えてといているという感覚でいた。今の諮問の文章はそうになっていない。

【澁市委員】

重要な文だけ読むと「高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めます」と。

【杉本委員】

意見を求められている。イエスカノーかで答えてとは書いてない。今日の文化振興課と都市整備課との議論の中で、雁木をどうするか等、いろいろな話が出た。この諮問文から言うと、先ほど出た意見を箇条書きにして出すのが回答ではないかという気がする。昔はイエスカノーかでよかったと思うが、今は地域住民にどんな影響があるかの意見を述べてと言っているわけだから。今までは附帯意見と言っていたが附帯でなく本当の意見なのではないか。

【高野副会長】

これは十分な回答にはなっていない。

【杉本委員】

だから我々も答申の仕方を考えなければいけないかと。

【吉田副会長】

これはこれで受けるより仕方がない。

【杉本委員】

今回はこのように出したから仕方がないが、今後、諮問があった時には。

【吉田副会長】

答申の仕方か。

【杉本委員】

諮問の文書から何を求められているのかを読み取り、それにきちんと答えないと市も困る。

【澁市委員】

答えられた方も困る。

【杉本委員】

そうすると、中身が面倒くさくなると思う。我々もイエスかノーかだったら、賛成、反対で採決できるのだが。

【吉田副会長】

波塚参事は、意見交換のようなものをしたいと個人的には思う、と言っていた。

【杉本委員】

よいことだが大変そうだ。

【飯塚委員】

雁木を保存したい課もあれば、企画政策課は整備したくないような。

【吉田副会長】

力関係で、市長に一番近いのは、どの課か。

【澁市委員】

企画政策課では。

【飯塚委員】

参事の言うことが、私達に近いと思う。

【澁市委員】

参事は県からの出向者ではないか。

【佐藤係長】

そのとおり。

【澁市委員】

市の職員と違った言い方をしても怒られないから。都市計画の専門職。

【吉田副会長】

委員と意見交換したいと言っていた。

【澁市委員】

面白いと思った。

【吉田副会長】

ではこれについてどうするか。

【宮崎委員】

市に何か一言書いて出さないと。確認のために出しておかないと。

【杉本委員】

これに対してだから、先ほどの話で、いつまでにどうするのかと。

【澁市委員】

これでは分からないので、いつまでにどのようなことを評価するのか、という書き方で聞いたらよいのでは。諮問のとおり、高田区の住民の生活に及ぼす影響を考えたら、いつまでにどうするのかを。

【杉本委員】

検討して、結論を出してもらえるのかを教えてほしい、といったところよいか。

【吉田副会長】

皆さん、いかがか。澁市委員と杉本委員の発言をまとめて。

【澁市委員】

あとは願います。

【吉田副会長】

その意見をつけて出すことができるのか。どのように出せばよいのか。諮問の答申か。

【杉本委員】

オーレンプラザの諮問の時はどうしたか。あの時は市と地域協議会で何回かやり取りしたと思うが。

【吉田副会長】

やり取りした。そのうち市から注意された。そのことが印象に残っている。

【杉本委員】

あの時はどうしたか。あの時と同じやり方でよいのでは。

【吉田副会長】

事務局、これはできるのか。

【佐藤センター長】

今即答できない。

【吉田副会長】

では次回までに確認してもらいたい。

【杉本委員】

回答への質問というように出したのではないか。

【佐藤センター長】

オーレンプラザの時は、この答申では市が通知できないということで1回戻したのではなかったか。1回戻されたが、もう1回同じ内容で提出した。今回のように通知が出されたものに対してではなかったかと思う。

【吉田副会長】

もう答申しているから。

【澁市委員】

住民の生活に及ぼす影響という観点からの諮問。回答では特に雁木の設置について、いつやるのか、どう考えるのか、どう評価するのか、何も具体性がない回答では、我々としては非常に心配である、もっと具体的に書いてほしいという言い方はできるのではないか。市からの諮問と通知を合わせれば、いくらでもできるのではないかと思うが。本当に馬鹿にしている。そこまで馬鹿されて黙っているのかという話。

【杉本委員】

そうすると未来永劫（えいごう）、これでよいということになってしまう。

【高野副会長】

これから諮問の際は、必ず、市民に与える影響という部分を、文章の中に毎回入れる。そうしないと今回のような通知が市から出されるから。

【澁市委員】

今回はその第一弾としてやったらよいのではないか。

【佐藤センター長】

確認させてもらいたい。

【高野副会長】

もしできれば。

【吉田副会長】

事務局が調べ、次回に報告することを諮り、委員の了承を得る。

—事務連絡—

【吉田副会長】

「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

- ・活動報告会、地域活動支援事業の説明会

3月11日（月）午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ
（委員の出席は任意）

- ・協議会等日程 3月18日（月）午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ

4月の開催は15日（月）となるが、会場について、去年は観桜会の会期と重なるため福祉交流プラザで開催した。どちらがよいか決めてもらいたい。

【澁市委員】

私は福祉交流プラザがよい。

【佐藤係長】

今のところ、どちらの会場でも開催できる。

【杉本委員】

福祉交流プラザにしよう。

【佐藤係長】

観桜会期間中は、交通規制でオーレンプラザへの進入が困難になるかもしれない。

【吉田副会長】

4月の会場は、福祉交流プラザでよいかを諮り、委員の了承を得る。
事務局の説明について質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。